手数料徴収体制における実証試験のあり方

1. 手数料徴収体制への移行について

(1) 手数料徴収体制の概要

- 本技術分野「VOC 処理技術分野(中小事業所向け VOC 処理技術)」は、2年間の国負担 体制の実証事業を経て、平成20年度より手数料徴収体制に移行することを予定。
- 手数料徴収体制では、「測定・分析等」「試験に伴う消耗品」「出張旅費(実証機関)」の 3 項目に関する経費を手数料として環境技術開発者が負担。
- 「装置搬入・設置」「装置運転・維持管理」「出張旅費(申請者)」「装置撤去・搬出」については、これまでどおり環境技術開発者の負担。また、ワーキンググループの運営や、実証試験計画策定や報告書作成などもこれまでどおり国が負担。

(2) 体制移行に際して検討すべき事項

- 手数料徴収体制では、実証試験にかかる経費の費用分担を実証試験要領で定めることとしており、手数料徴収の対象となる経費項目、また徴収方法を定める必要がある。
 - ◆ 実証試験要領に手数料の徴収方法、対象項目を示す必要あり。
- また、手数料が高価になることで実証申請者が減少する懸念等を踏まえ(拡大ワーキング グループ会合における意見などから)、本分野では**必要最低限の実証内容を例示し、可能な 限り安価な手数料額となるように配慮**することが望ましい。

2. 本分野における手数料徴収のあり方

(1) 手数料徴収の対象となる経費および徴収方法

- 本モデル事業実施要領に基づく手数料の徴収方法は図表 1 に示すとおりである(手数料徴収の対象となる経費については、後述の検討を踏まえて整理:図表 3 を参照)。
- 実証機関は、対象技術の公募前に手数料の予定額を算定し、実証運営機関に登録した上で、これを公募時に明示することになる。この際、手数料の予定額は、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよいが、可能な限り具体的なものにすることが望まれる。
- 実証機関は、実証試験を開始する前に実証試験に係る手数料額及び納付期日を確定して、 環境技術開発者に通知することになる。必要に応じ実証運営機関及び環境技術開発者と協 議の上、手数料額を確定する。

【参考:モデル事業の実施体制】

国負担体制(平成18、19年度の実施体制)

環境技術実証モデル 事業検討会

・モデル事業実施に関する 事項の検討・助言

分野別ワーキング グループ(WG)

- ・分野毎の技術実証に 関する事項の検討・助言 ・モデル事業検討会の補佐

技術実証委員会

事項の検討・助言

・実証事業の実施に関する

環境省

- ・モデル事業全体のマネジメント
- ・実施要領の策定 ・実証対象技術分野の選定
- 分野別の事業の運営
- ・実証試験要領の策定
- ・実証機関の選定
- ・実証試験結果報告書等の承認
- ・ホームページによる試験結果
- 報告書等の公表 ・ロゴマーク及び実証番号の

実証試験方法開発機関

・実証試験方法の技術開発

実証機関

(地方公共団体、公益法人、NPO法人 の複数設置可能)

- 対象技術の公募・選定
- 実証試験計画の策定
- ・実証試験の実施
- · 実証試験結果報告書の作成

実証申請者(開発者・販売店等)

- ・実証機関への申請 ・美証機関への申請 (実証試験要領にもとづく実証 書記入と必要書類添付) ・ロゴマークの使用

手数料徴収体制 (平成20年度から予定)

環境技術実証モデル 事業検討会

・セデル事業実施に関する 事項の検討・助言

分野別ワーキング グループ(WG)

- 分野別の技術実証に 関する事項の検討・助言 ・セデル事業検討会の補佐

環境省

- ・モデル事業全体のマネジメント
- ・実施要領の策定
- ・実証対象技術分野の選定
- ・実証運営機関の選定
- ・分野別の事業の助言
- 実証試験結果報告書等の承認
- ・ホームページによる試験結果 報告書等の公表
- ・ロゴマーク及び実証番号の

実証試験方法開発機関

実証試験方法の技術開発

実証機関

(地方公共团体、公益法人、NPO法人 複数設置可能》

- ・実証手数料の詳細額の策定
- 対象技術の公募・審査
- 実証試験計画の策定
- ・実証試験の実施
- ・実証試験結果報告書の作成

実証運営機関 (公益法人・NPO法人で 当該分野毎に1獲開)

- 実証試験要領の作成
- ・実証機関の選定
- ・実証機関への実証試験の委託 ・実証手数料の項目の設定
- 対象技術の承認
- ・実証手数料の徴収

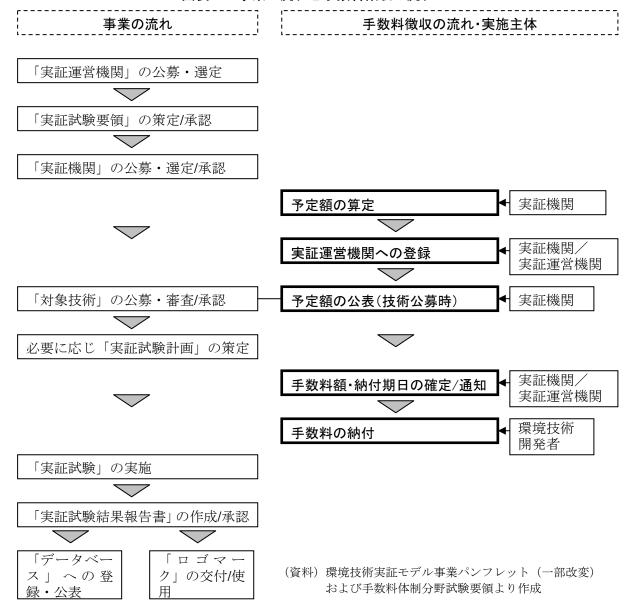
技術実証委員会

・実証事業の実施に関する 事項の検討・助言

実証申請者(開発者・販売店等)

- ・実証機関への申請 (実証試験要領にもとづく実証 申請書記入と必要書類添付) ・実証手数料の納付
- ・ロゴマークの使用

図表 1 事業の流れと手数料徴収の流れ



(2) 手数料を安価にするためのポイント

- 手数料の徴収対象となる人件費は、試料採取および測定・分析に関する役務費である。また物件費は、測定機器のリース費用、測定・分析に関する外部委託費、試料の採取に要する消耗器具の購入、実証試験実施場所までの移動に要する旅費である¹。
- 出張旅費を除き、人件費および物件費を増減させる要素は、主に測定・分析の項目数と採用する測定・分析方法の内容である。実証項目の数が増えることで、測定・分析に必要な従事時間、機器や消耗器具、外部委託等が増加する。また、厳密な測定・分析方法(再試なども含む)を採用することでも従事時間、消耗器具や外部委託等が増加する。
- <u>必要最低限の実証内容とするためのポイントは、測定・分析の項目数、それらの測定・分析方法の内容</u>によることを整理できる。

3

¹ 本分野における手数料対象項目については図表 3 を参照のこと。

3. 本分野の手数料徴収体制における実証試験のあり方

- 手数料を安価にするためのポイントを踏まえると、<u>必要最低限の測定・分析項目(実証項目、監視項目、参考項目)を選択し、それ以外の項目は実証機関の判断により、適宜必要に応じて追加、もしくは実証機関による所見や既往データの活用などで簡略化を図ることが望ましいと考えられる。</u>
- これまでの実証を踏まえると、測定・分析項目については図表 2 のように整理できる。また、これを踏まえて整理される手数料徴収の対象となる項目は図表 3 に示すとおりである。
- 必要最低限となる実証項目、また特定の原理・技術目的に応じて適宜測定・分析すべき項目に限定して実証を行った場合(それ以外は所見)、手数料は80~400万円/件程度と試算される(試算に用いた各種単価等は公表情報に基づく)。
 - ◆ 触媒分解・燃焼方式の場合:約90~380万円/件
 - ◆ 吸着・冷却凝縮方式の場合:約80~380万円/件
 - ◆ 臭気指数を追加した場合:約1~10万円上昇/件
 - ※実証試験実施場所との移動距離による増減が著しいため、上記の試算では出張旅費を考慮していない。また、実証機関は、測定に必要な機器や消耗品類を一切保有せず、全てリースもしくは外部委託によるとの前提で試算を行っている。

図表 2 手数料徴収体制において望まれる測定・分析項目の整理

	測定・分析項目の内容			
	通常の項目	適宜必要に応じて追加、		
	(必要最低限の測定・分析項目)	簡略化 ^(注) を図る項目		
排ガス処理性 能関係		・ VOC 再生率・ 回収溶剤の性状・成分・ VOC 成分・ ダクトガス温度・ (流入) 空気の温度・湿度		
環境負荷影響 関係	 ※技術原理等に応じて場合分け く触媒分解・燃焼方式の場合等> ・CO 濃度 ・NOx 濃度 へ吸着・冷却凝縮方式の場合> ・排水 〈オゾン分解方式の場合等> ・アルデヒド濃度 ・残留オゾン濃度 ぐ特に脱臭を目的とした技術> ・臭気指数 	・2次生成物 ・ 廃棄物 ・騒音		
運転及び維持 管理関係	・消費電力量・燃料消費量・水消費量・その他反応剤消費量	・ その他評価(マニュアル等) ・ その他評価(トラブル対応等)		

- (注1) 太字は実証項目に相当(それ以外は監視項目、参考項目など)
- (注2) 簡略化:実証機関による所見、技術実証委員会による客観性の確認を経た申請者提出データの活用、簡易測定法の活用などを想定

図表 3 VOC 処理技術分野(中小事業所向け VOC 処理技術)における手数料対象項目

	3 100 处理技术分野	(中小事業所向け V00	7、地理技術/ 1~831/7	3丁奴代列系织口
測定·分析等				
種別	項目	内訳		
人件費	試料採取	(以下の分析・測定に必要な	なサンプリング作業)	
	分析・測定(測定機器の設	排ガス処理性能実証項目	濃度、処理率、回収率	
	置·測定·撤去作業、採取		回収溶剤の性状・成分	
	試料の分析作業など)	環境負荷実証項目	臭気指数	
	成がの方がIF来など/	^{块况}	CO濃度	
			NOx濃度	
			2次生成物	
			排水	
			廃棄物	
			騒音	
		運転及び維持管理実証項		
			水消費量	
			その他反応剤消費量	
			その他評価	
		監視項目	VOCの成分	
		三 戊癸日	空気の温度・湿度	
			ヹ	
46 /4 #			ダクトの流量	박 //l. == 1
物件費	測定機器リース(実証機関	排刀人処埋性能実証項目	濃度、処理率、回収率	炭化水素計
	で保有しているものは除く)			水素発生器
				など
		環境負荷実証項目	CO濃度	CO計
			NOx濃度	NOx計
			騒音	騒音測定計
			74 1	など
		運転及び維持管理実証項	■消費電力量	電力計
		是	- // 頁 电 // 重 水消費量	水量計
			小川貝里	
		影-------------------------------------	売与の担告 泊告	おと 月本社 月本社
		監視項目	空気の温度・湿度	温度計・湿度計
			ダクトガス温度	温度計
			ダクトの流量	風速計
				など
	外部委託(分析作業など)	排ガス処理性能実証項目	回収溶剤の性状・成分	
				など
		環境負荷実証項目	臭気指数	
			2次生成物	
			排水	
			廃棄物	
			元未 物	など
		 監視項目	VOCの成分	<u>هد</u>
		五忧垻日	VOCの成为	+> \i
= <u>+</u> = <u>-</u>				など
	:記以外の)消耗品	1 + = 1		
種別	項目	内訳	海庄 加田泰 同心泰	
物件費	消耗品	排ガス処理性能実証項目	濃度、処理率、回収率	標準ガス(プロパン、ベンゼ
				ン、トルエン、キシレン、酢
				酸エチル、二酸化炭素な
				ど)
				採取器具(導管等、サンプ
				リングバッグ類、クランプ
				メーター関係、その他)
	1	 その他		用紙類
出張旅費(実	に機関関連)	C => IE		八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八
	近て後男子 - 項目	内訳		
種別			実賃 /柱名型 ひむじむ	
物件費	現地作業、実証機関の試	交通費	運賃(特急料金なども)	
	験場所までの旅費	1	レンタカー使用料	
		1	燃料費	
		L	高速道路使用料	
		日当	(作業従事者の日当:実証	E機関規定による)
		宿泊費	(作業従事者の宿泊費∶実	『証機関規定による)
その他(一般管	· 理費)		:::::::::::::::::::::::::::::::::::	
<u>そのに、政</u>	項目	内訳		
一般管理費	(実証機関の規定による)	上記経費に一定の率を乗じ	で質中される宛	
双吕垤貝	大叫 灰 切	工心社員に一足の半を来し	/ 「 井山 C 1 1 0 祖	

- (注1) 実証技術の公募・審査、実証試験計画の策定(現地踏査、分析・測定項目の設定、マテリアルフローの把握、期間設定、計画書の策定など)、対象技術の運転及び維持管理、実証試験結果報告書の作成に要する人件費は、手数料徴収の対象外であることに注意。
- (注2) 実証項目や監視項目の設定状況、実証機関における測定機器の保有状況によって対象経費が異なることに注意。
- (注3) 実証試験実施場所の立地場所によって交通費等が変動することに注意。

4. 体制変更に伴う主な変更点

○ 手数料徴収体制における実証試験について、現体制における実証試験方法と比較整理した のが下記の表である。実証試験要領は、最終的には実証運営機関によって翌年度見直され る予定であるため、ここでは中間整理として実施している。

	現体制	見直し方向性	要領該当箇所
手数料体制移行の観点から	(国負担体制であるため、特に言及 なし)	 ・手数料徴収の対象となる経費項目を例示する。 ・手数料の徴収方法を記載する。 ・実証経費の一部を環境技術開発者が負担することから、費用負担者としての意向を取り入れ方法を記載する(実証項目の追加、実証の中止・辞退など)。 	VII. 実証試験実施上 の留意点
手数料額を軽減する観点から	・想定される主な実証項目を全て 示すと共にその測定法(公定法 等)を提示。	 ・必要最低限の実証項目および該当する測定法(公定法等)を示す。 ・特定の原理・技術目的に応じて適宜、測定・分析すべき項目および該当する測定法(公定法および簡易測定法など)を示す。 ・上記以外については、設定を省略もしくは、簡便な実証方法の採用を推奨すべき実証項目として整理する。 ・簡便な実証方法としては、実証機関による所見やメーカーの既往試験データの添付(技術実証委員会で検証)など。 	IV実証試験の準備 5.実証項目の設定
	・ 想定される主な監視項目については、原則全て実証試験要領において記載。	(4に同じ)	IV実証試験の準備 3. 監視項目の設定

(以上)